

宮崎県緑化功労者及び学校関係緑化優秀校表彰実施要領

平成18年4月1日
環境森林部環境森林課

1 目的

近年における環境緑化の重要性に鑑み、その推進に顕著な功績のある者を表彰することによって、更に充実した緑化運動の推進に資する。

2 表彰者 知事

3 表彰の対象

次の各項のいずれかに該当し、過去おおむね5年間において緑化関係の知事表彰を受けたことのない個人又は企業・団体・学校・市町村とする。

(1) 緑化功労者

- ① 森林の造成や公園、道路、公共広場等の公共施設、又は工場等の事業場、集団住宅地、福祉施設等地域の緑化推進に顕著な功績のあった個人、企業、団体又は市町村
- ② 緑化に関するボランティア活動を率先し、かつ継続的に行い、その功績が顕著であると認められる個人又は団体
- ③ 森林を自然遺産として保全し、また、森林公園の整備等により、人と自然の共生する環境づくりを推進しており、その功績が顕著であると認められる市町村
- ④ 森林・林業・緑化教育に顕著な成果をあげている個人（公職者を除く）又は団体
- ⑤ 他の模範となる優秀な活動を行い、今後とも一層の活躍が期待できる緑の少年団
- ⑥ 緑の少年団の育成に顕著な成果をあげ、他の模範となる個人又は団体
- ⑦ 巨樹・古木の保全など県土緑化の推進のため、優秀な活動を行っている個人
- ⑧ 「緑の募金」に多額の寄付を行い、当該事業に多大な貢献をした個人、企業又は団体

(2) 学校関係緑化優秀校

- ① 学校の環境緑化が顕著であって、教育に活かされている小・中学校及び高等学校
- ② 学校林等広く森林（高等学校の林学科を対象とする演習林を除く。）を活用して、勤労体験学習等の緑化教育に顕著な成果をあげている小・中学校及び高等学校

4 表彰の方法

被表彰者に対して表彰状及び記念品を授与する。

5 表彰の時期

森林づくり推進期間（10月1日～11月30日）

6 対象者の推薦

上記3に該当する者の推薦は、西臼杵支庁長、各農林振興局長、県教育長、各市町村教育長及び公益社団法人宮崎県緑化推進機構理事長に依頼するものとする。

なお、学校関係緑化優秀校の推薦枠は、10校とする。

7 被表彰者の決定

被表彰者は、上記6により推薦されたものすべてを表彰者とする。

附 則

この要領は、平成6年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月16日から施行し、平成29年度宮崎県緑化功労者及び学校環境緑化優秀校の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成30年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月2日から施行する。